

令和3年度中南地域における事業所の受動喫煙防止対策実施状況調査結果

I 調査概要

1 目的

管内の事業所における受動喫煙防止対策等の実施状況を把握し、受動喫煙防止対策の推進に資することを目的とする。

2 調査対象

弘前商工会議所に加入している全ての事業所（2,551カ所、弘前保健所管外に所在地がある事業所を除く。）

3 調査方法

郵送による配付及び回収

4 調査内容

(1) 回答事業所の属性 (2) 受動喫煙防止対策の実施状況 (3) 禁煙支援の実施状況 等

5 調査期間

令和3年9月1日～10月8日

6 その他

「中南地域喫煙対策から始める働く人の健康づくり推進事業」の一環として実施する。

II 調査結果

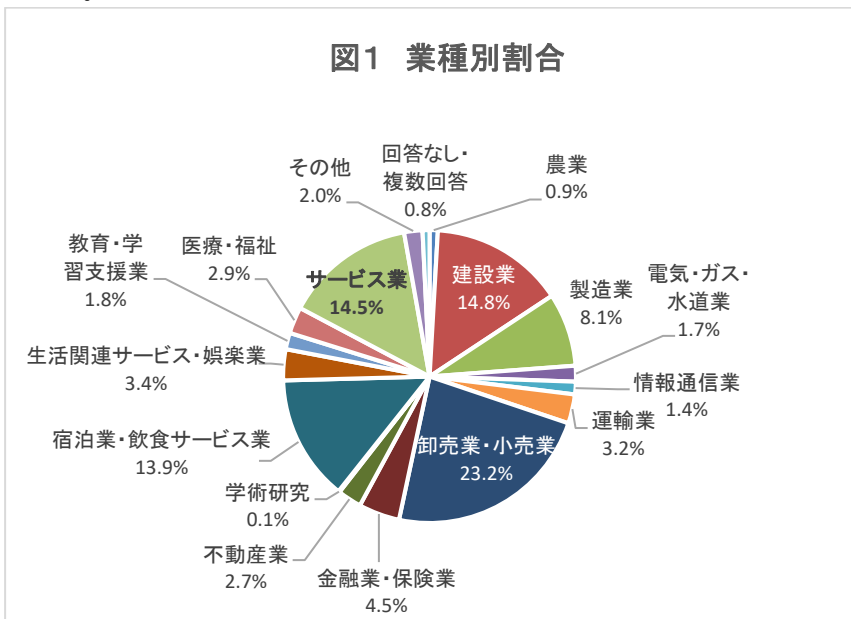
1 回収状況

1,432事業所から回答があり、回収率は56.1%であった。

業種別割合は、卸売業・小売業が23.2%と最も多く、次いで建設業が14.8%、サービス業が14.5%であった。

表1 業種別回収数

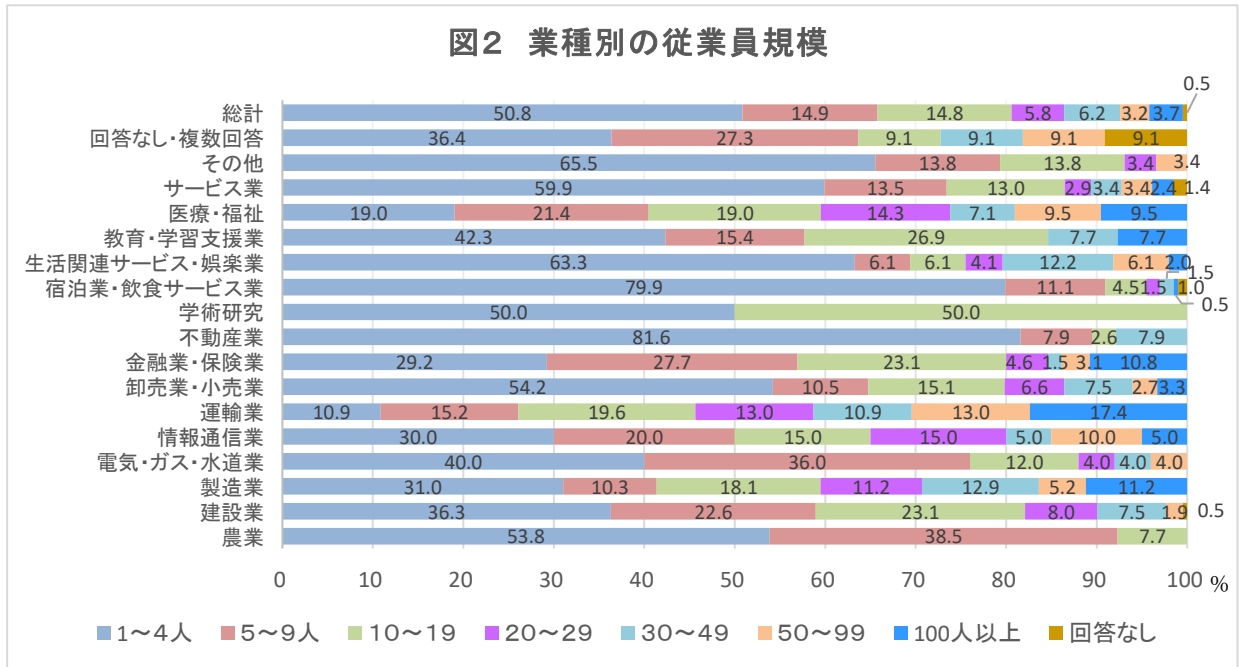
業種	回収数
農業	13
建設業	212
製造業	116
電気・ガス・水道業	25
情報通信業	20
運輸業	46
卸売業・小売業	332
金融業・保険業	65
不動産業	38
学術研究	2
宿泊業・飲食サービス業	199
生活関連サービス・娯楽業	49
教育・学習支援業	26
医療・福祉	42
サービス業	207
その他	29
回答なし・複数回答	11
総計	1,432



2 従業員規模

回答事業所全体でみると、従業員規模は、1～4人が50.8%と最も多く、従業員1～19人の事業所が全体の約80%を占めていた。また、従業員数50人以上の事業所は全体の約7%であった。

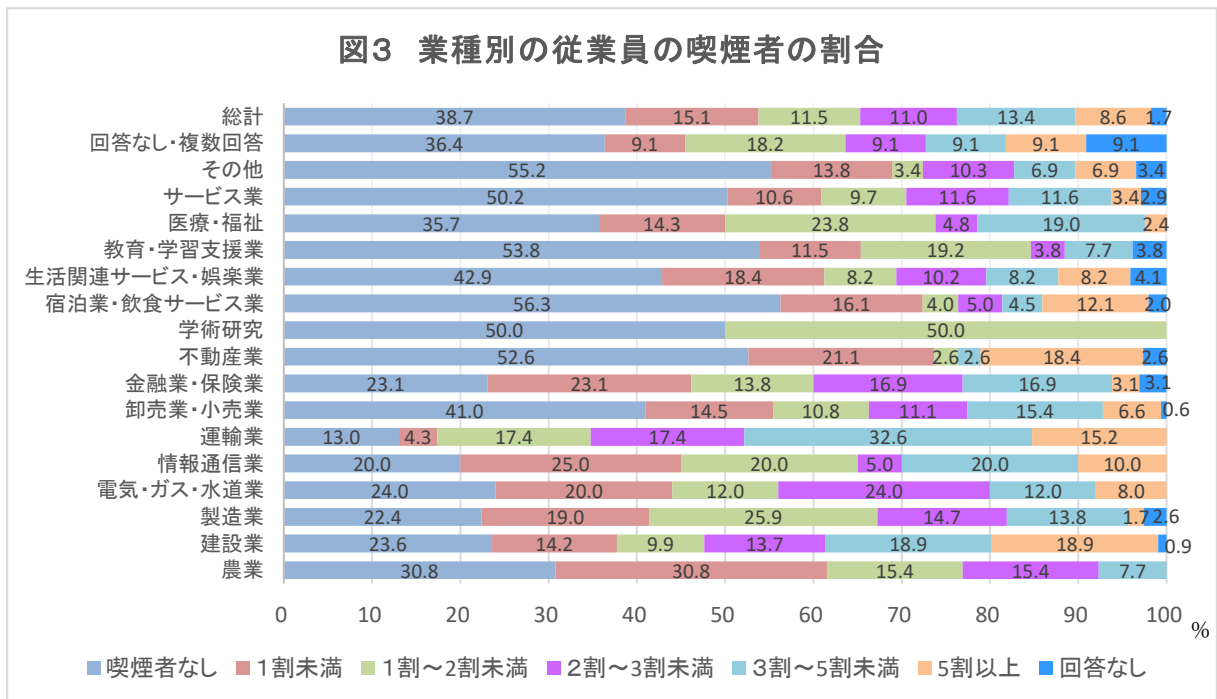
業種別でみると、従業員1～4人の事業所が多かったのは、不動産業81.6%、宿泊業・飲食サービス業79.9%であった。また、従業員20人以上の割合が多い業種は、運輸業54.3%、製造業40.5%、医療・福祉40.4%であった。



3 喫煙者の割合

回答事業所全体でみると、最も多い回答が「喫煙者なし」であり、約40%を占めていた。次に多い回答は喫煙率1割未満で15.1%であった。喫煙者が5割以上の事業所は8.6%であった。

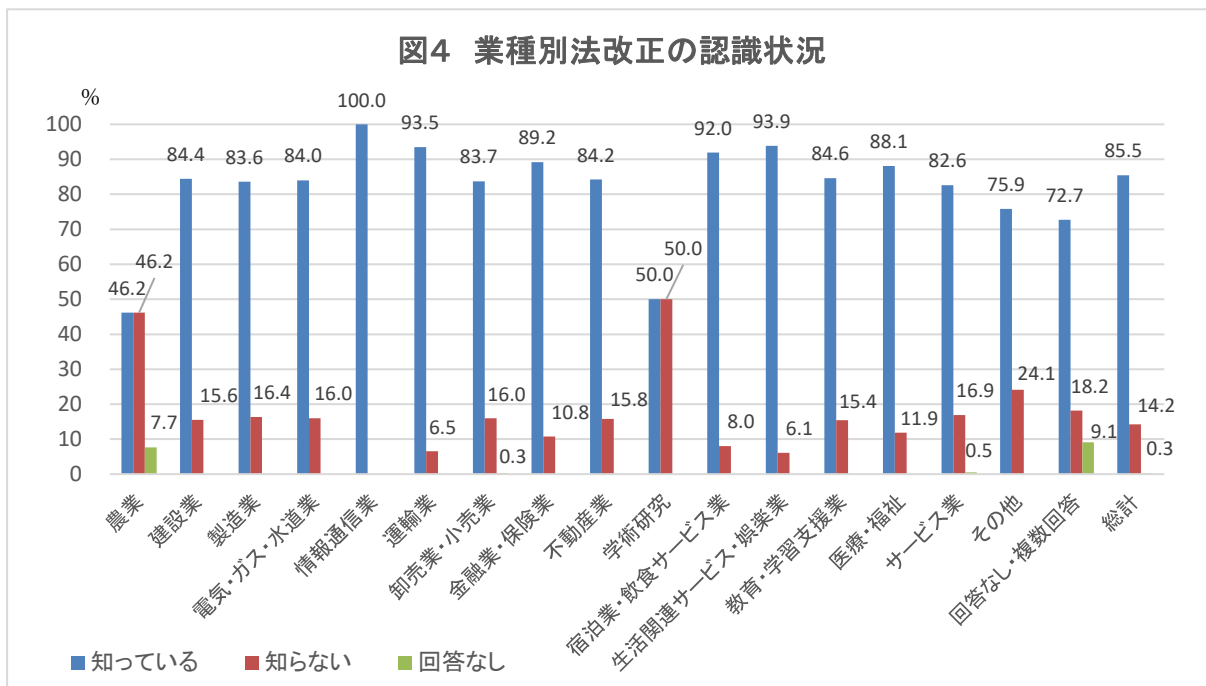
業種別でみると、「喫煙者なし」が50%以上だったのは、不動産業、学術研究、宿泊業・飲食サービス業、教育・学習支援業、サービス業であった。また、喫煙率が5割以上の回答が多かったのは、建設業の18.9%、次いで不動産業の18.4%、運輸業の15.2%であった。



4 改正健康増進法の認識

回答事業所全体でみると、85.5%が健康増進法改正により、事業所の建物内は原則禁煙になったことについて認識していた。

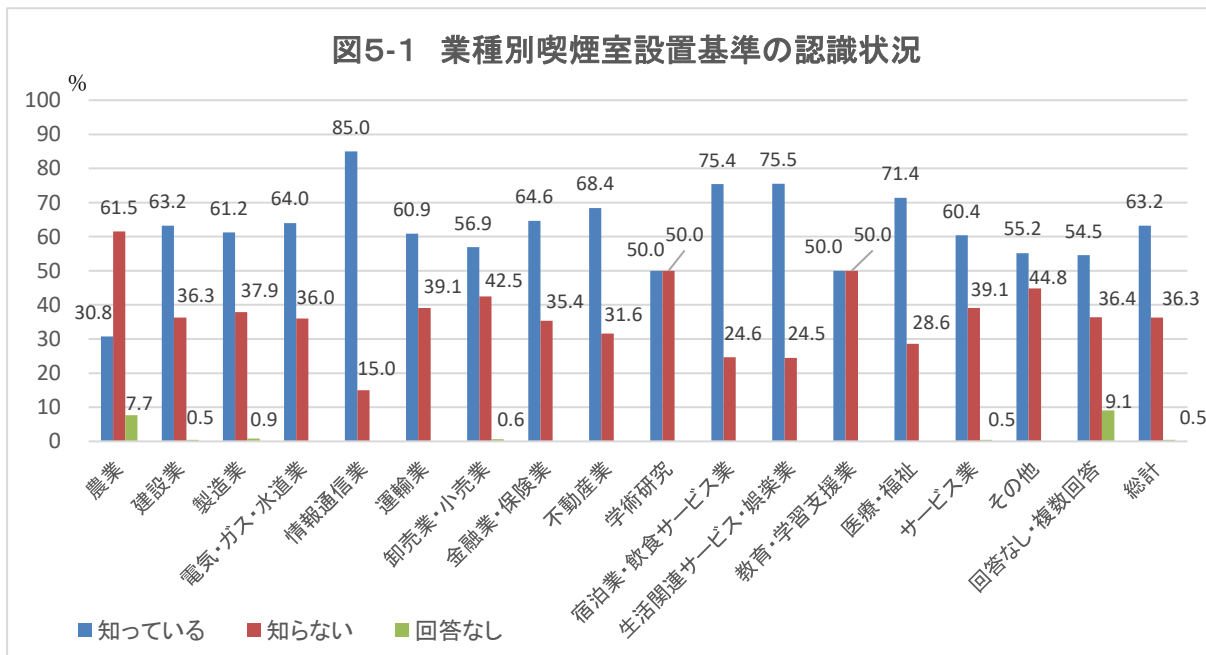
業種別でみると、認識率が高かったのは、情報通信業 100%、生活関連サービス・娯楽業 93.9%、運輸業 93.5%、宿泊業・飲食サービス業 92.0%であった。また、認識率が低かったのは、農業 46.2%、学術研究 50.0%であった。



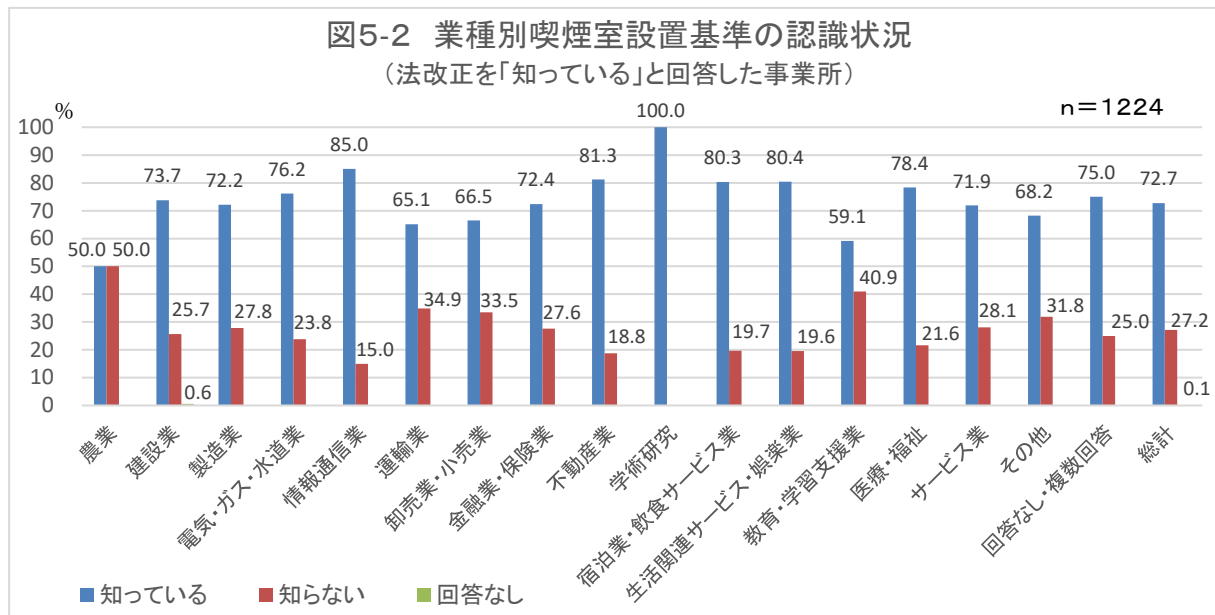
5 喫煙室設置基準の認識

回答事業所全体でみると、建物内に喫煙室を設置する場合に技術的基準や標識の掲示が必要なことを認識している事業所は約6割であった。

業種別でみると、認識率が高かったのは、情報通信業 85.0%、生活関連サービス・娯楽業 75.5%、宿泊業・飲食サービス業 75.4%であった。また、認識率が6割以下だったのは、農業 30.8%、学術研究 50.0%、教育・学習支援業 50.0%、卸売業・小売業 56.9%であった。



喫煙室の設置基準の認識について、「4 改正健康増進法の認識」で「法改正を認識している」と回答した事業所に絞って集計したところ、設置基準について認識していたのは約7割であった。建物内は原則禁煙という法改正の概要については知っていても、喫煙室の設置基準についての認識が不足している事業所が約3割みられた。

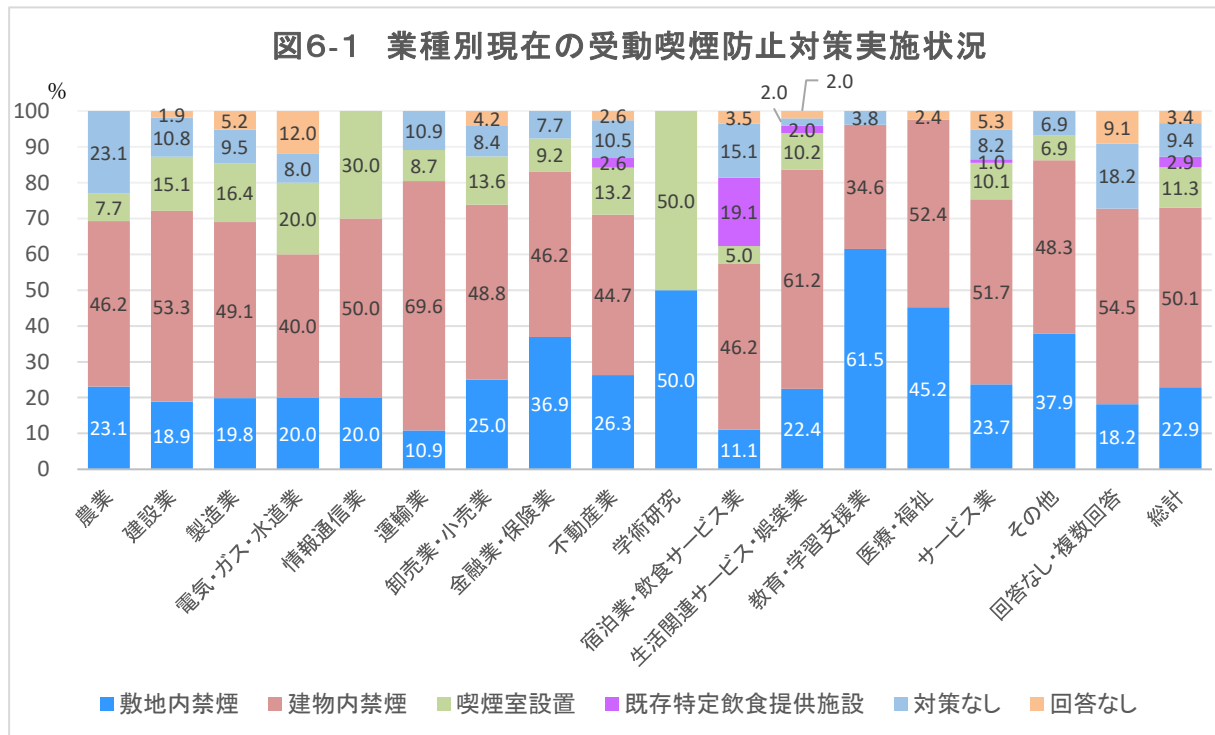


6 現在の受動喫煙防止対策

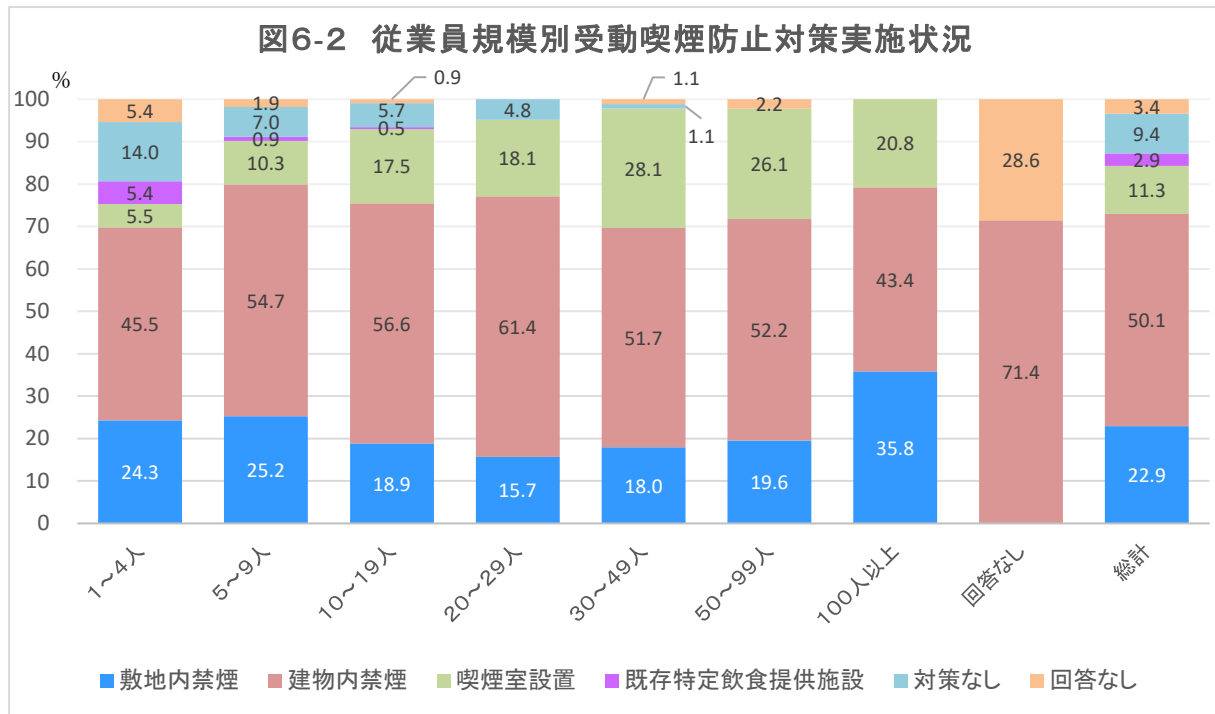
回答事業所全体でみると、対策をとっている事業所の内訳は、敷地内禁煙 22.9%、建物内禁煙 50.1%、喫煙室設置 11.3%、既存特定飲食提供施設*2.9%であり、合計 87.2%が対策をとっているという回答であった。また、「対策なし」と回答した事業所は9.4%であった。

業種別でみると、敷地内禁煙と建物内禁煙の合計が高かったのは、医療・福祉97.6%、次いで教育・学習支援業 96.1%、生活関連サービス・娯楽業 83.6%、金融業・保険業 83.1%、運輸業 80.5%であった。また、「対策なし」と回答した割合が高かったのは、農業 23.1%、次いで宿泊業・飲食サービス 15.1%、運輸業 10.9%、建設業 10.8%、不動産業 10.5%であった。

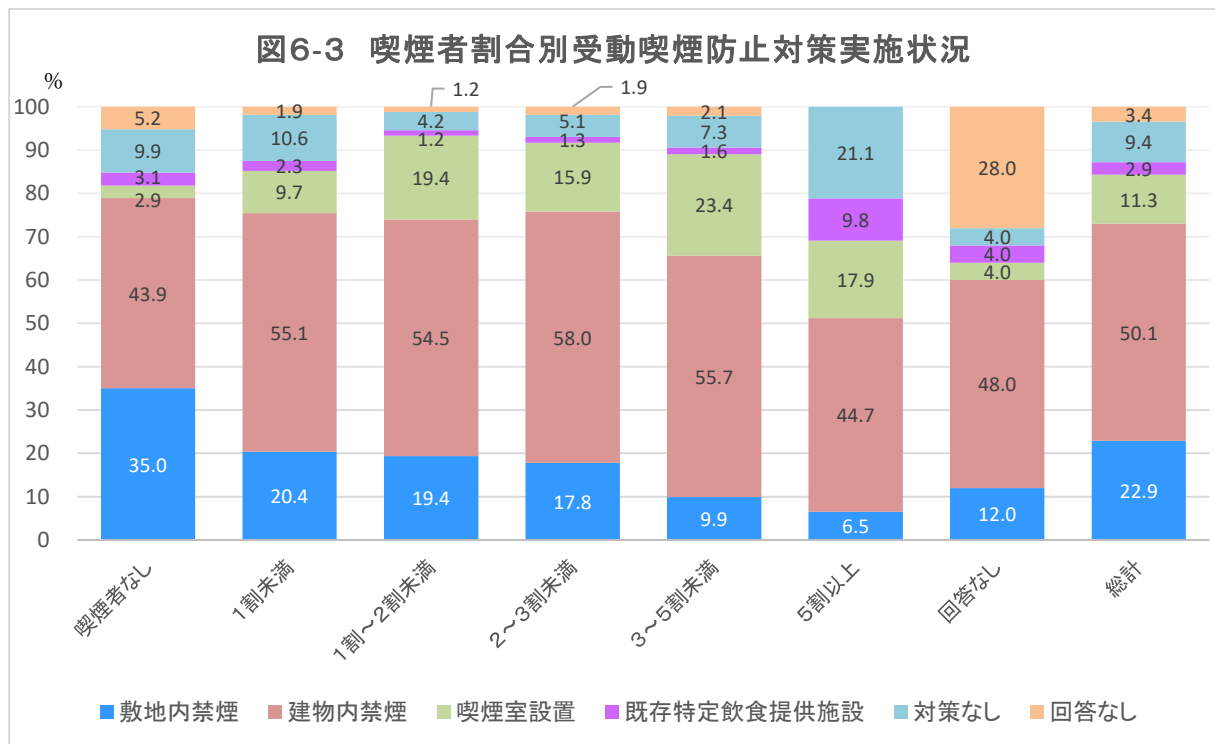
*R2.4.1時点で営業している小規模な飲食店は、保健所に届出をすることで経過措置として店内を喫煙にできる。



従業員の規模別に受動喫煙防止対策実施状況を集計したところ、従業員100人以上の事業所では、敷地内禁煙の割合が35.6%と最も高かった。また、従業員規模が大きくなるほど、喫煙室の設置率が増加する傾向にあった。なお、従業員規模が小さいほど、「対策なし」と回答した事業所が多かった。敷地内禁煙と建物内禁煙の合計は、従業員規模で大きな差はみられなかった。

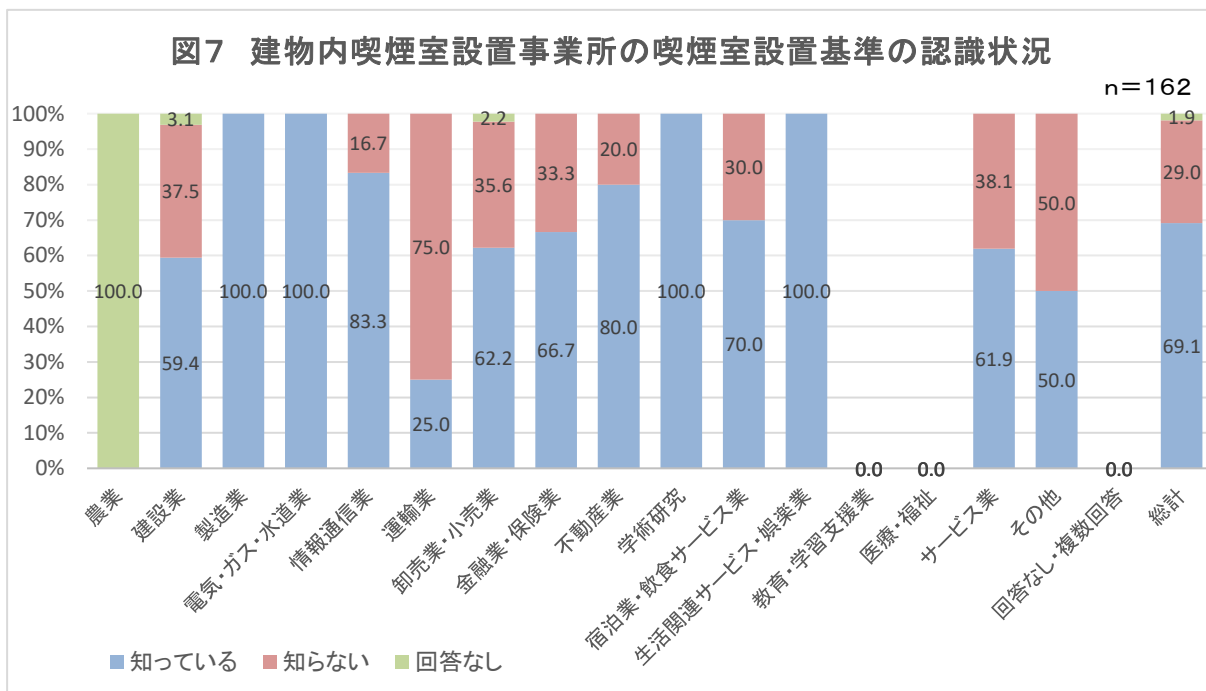


喫煙者の割合別に受動喫煙防止対策実施状況を集計したところ、喫煙者割合が多いほど、敷地内禁煙の割合が低かった。また、敷地内禁煙と建物内禁煙の合計は、喫煙者率が3割以上で減少がみられ、喫煙者率5割以上では51.2%であった。「対策なし」と回答した事業所の割合は、喫煙者率5割以上では21.1%と、喫煙率5割未満の事業所と比べて2倍の差がみられていた。



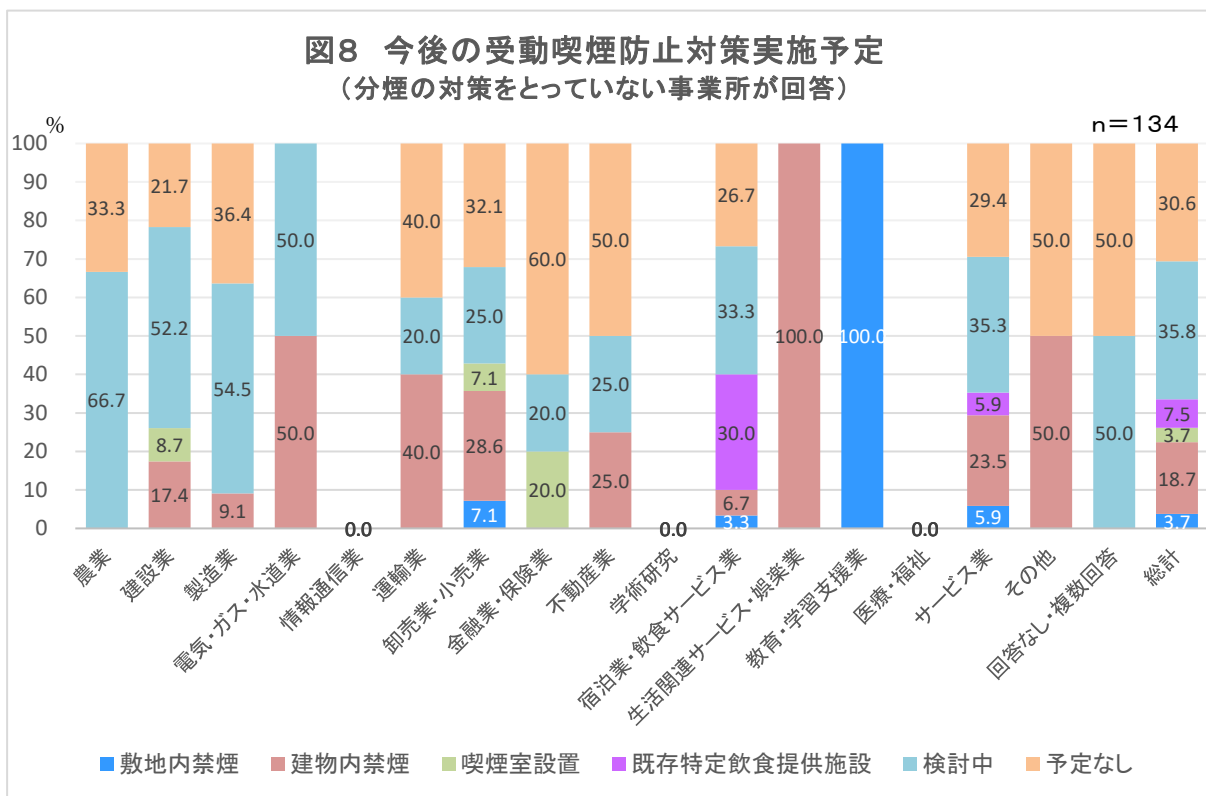
7 建物内喫煙室設置事業所における喫煙室設置基準の認識

「6 現在の受動喫煙防止対策」で「喫煙室を設置している」と回答した事業所について、喫煙室設置基準の認識状況（図5-1）を集計したところ、喫煙室を設置している事業所のうち、約3割が喫煙室の設置基準を認識していないとの結果であり、改正法に則した対策がとられていない可能性があった。特に運輸業では、75.0%が認識していなかった。



8 今後の受動喫煙防止対策

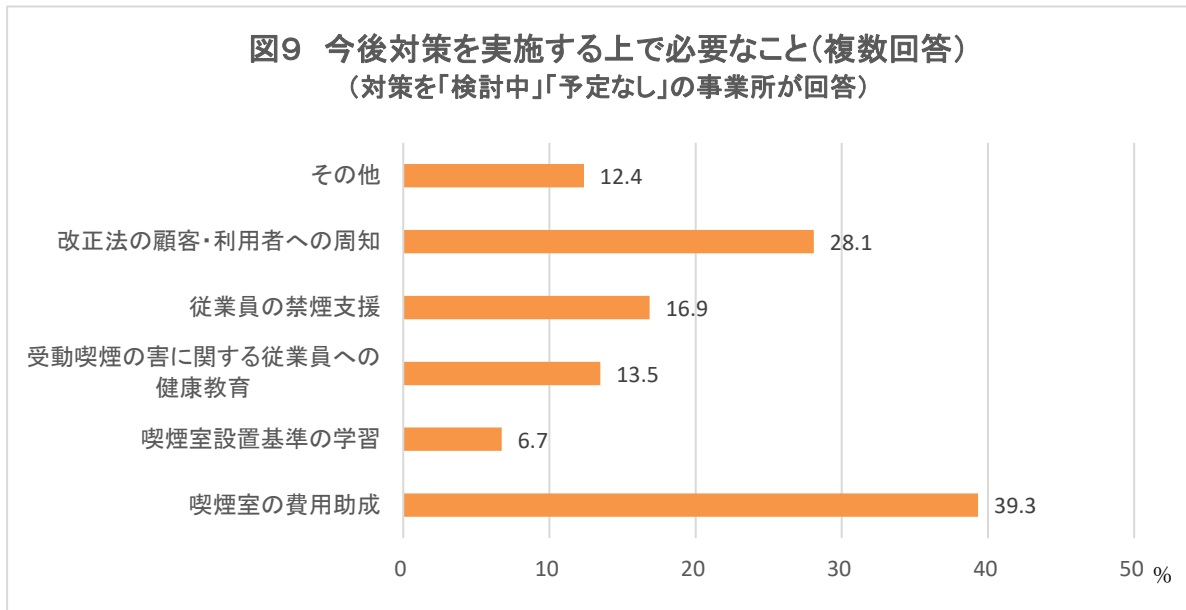
「6 現在の受動喫煙防止対策」で「対策をとっていない」と回答した事業所が今後行う予定の対策は、敷地内禁煙 3.7%、建物内禁煙 18.7%、喫煙室設置 3.7%、既存特定飲食提供施設が 7.5%、検討中が 35.8%、予定なしが 30.6%であった。検討中と予定なしを合わせた割合は 66.4%であった。



9 今後の受動喫煙防止対策に取り組む上で必要なこと

「8 今後の受動喫煙防止対策」で今後の受動喫煙対策について「検討中」又は「予定なし」と回答した事業所が、今後対策に取り組む上で必要なことは、喫煙室の費用助成 39.3%、次いで改正法の顧客・利用者への周知が 28.1%であった。また、従業員への禁煙支援 16.9%、受動喫煙の害に関する従業員への健康教育が 13.5%であった。

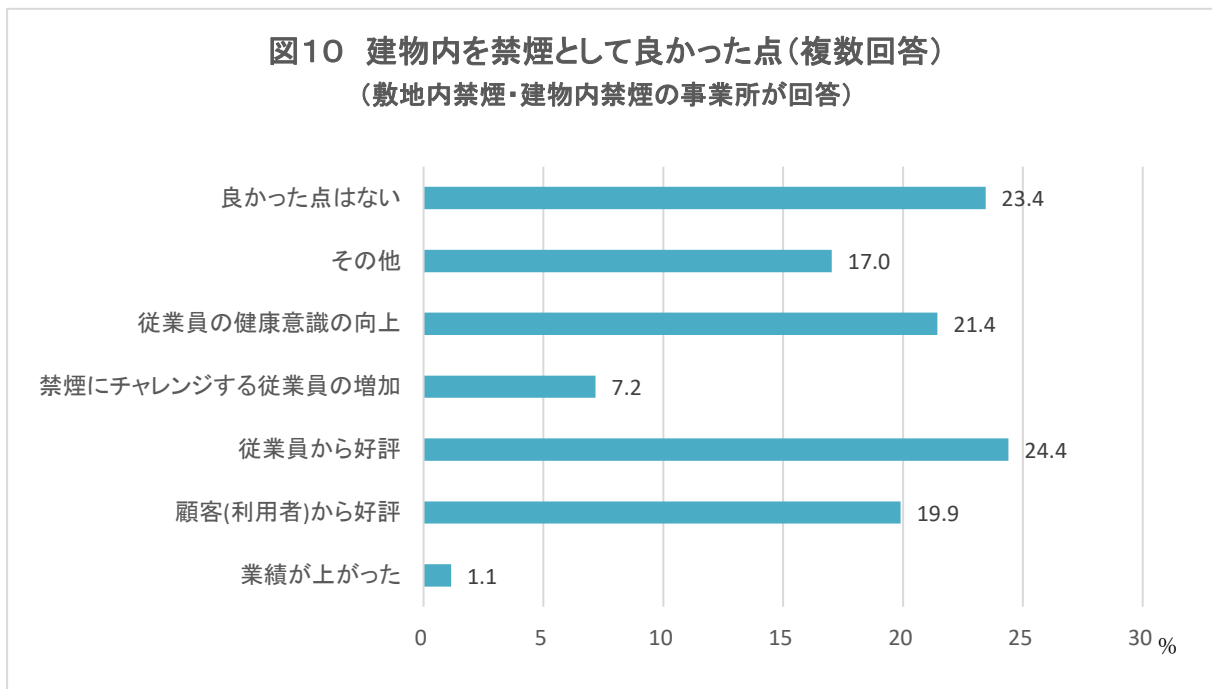
「その他」の自由記載の内容としては、代表者の禁煙の重要性の周知等の意見があった。



10 建物内を禁煙としたことで良かった点

「6 現在の受動喫煙防止対策」で現在の対策を「敷地内禁煙」「建物内禁煙」と回答した事業所が、建物内を禁煙としたことで良かったと感じている点は、従業員から好評 24.4%、次いで従業員の健康意識の向上 21.4%、顧客(利用者)から好評が 19.9%であった。良かった点はないとの回答も 23.4%あった。

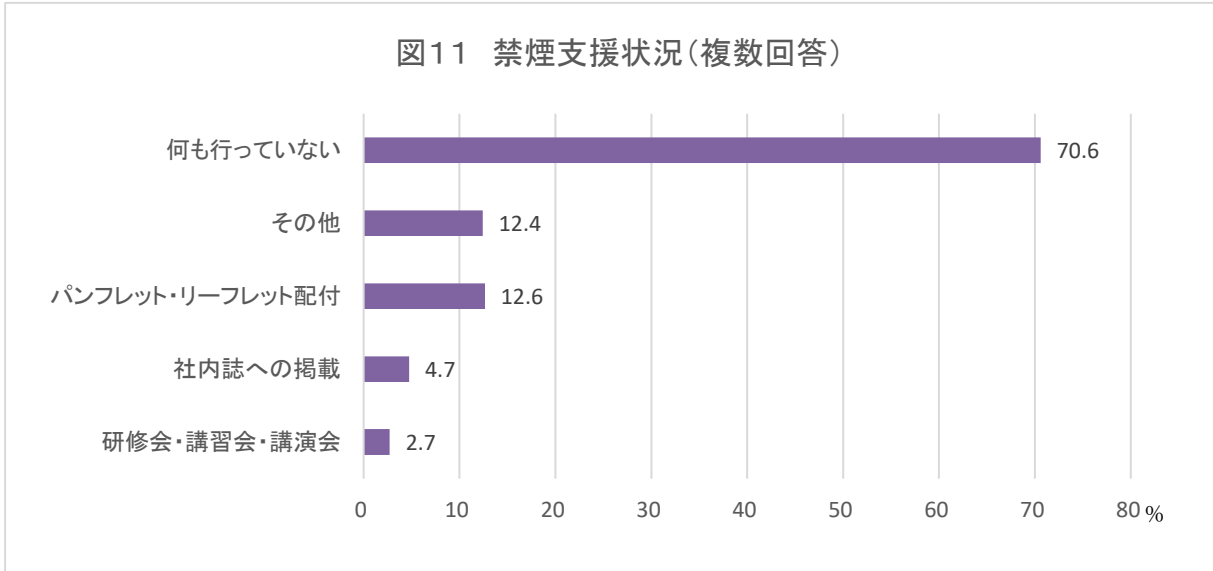
「その他」の自由記載として、非喫煙者の受動喫煙防止になった、煙のにおいがしない、室内や商品が汚れない、灰皿の片づけなどの手間が減った、火災の防止になった等の意見があった。また、以前から禁煙だった・喫煙者がいないとの記載も多くあった。



1.1 従業員に対する喫煙及び禁煙に関する知識の普及

全事業所に対し、従業員に対する喫煙及び禁煙に関する知識の普及啓発を実施しているか尋ねたところ、最も多かった回答は「何も行っていない」70.6%であった。取組内容としては、パンフレット・リーフレットの配付12.6%、社内誌への掲載4.7%、研修会・講習会・講演会2.7%であった。

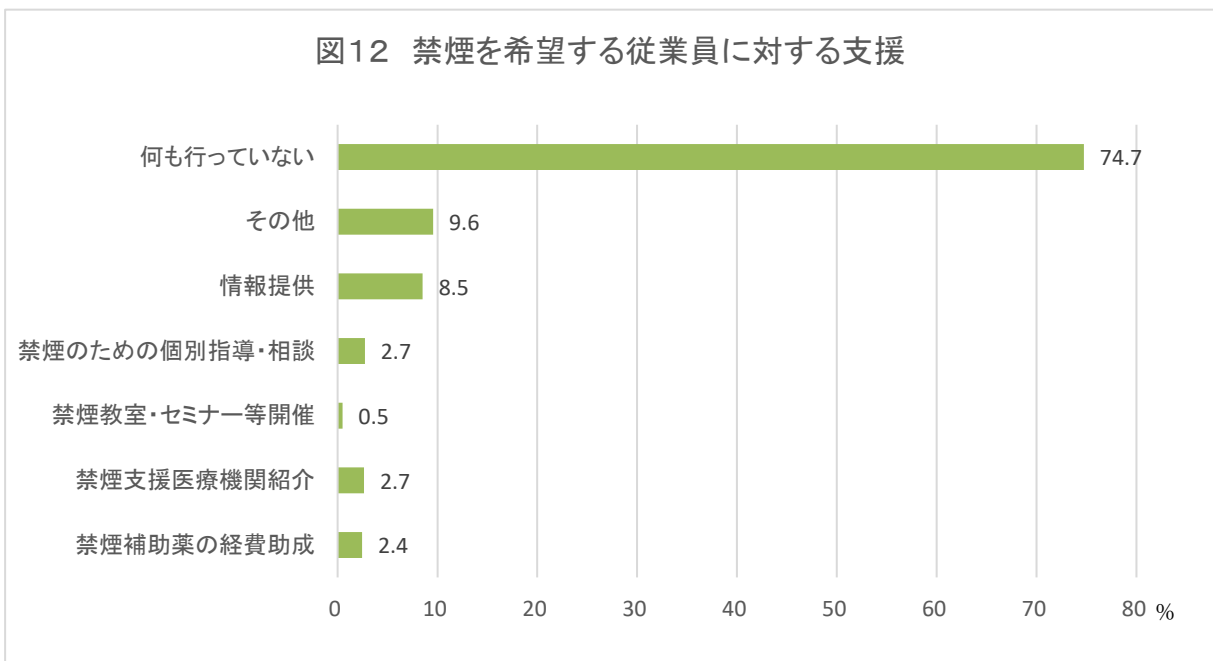
「その他」の取組内容の自由記載としては、健康診断での啓発、ポスターの掲示、朝礼や会議等で口頭伝える、健康習慣アンケートの実施等の意見があった。また、従業員がいない・喫煙者がいないとの記載も多くあった。



1.2 禁煙を希望する従業員への支援

全事業所に対し、禁煙を希望する従業員に対する支援を実施しているかを尋ねたところ、最も多かった回答は、「何も行っていない」74.7%であった。取組内容としては、情報提供8.5%、次いで禁煙のための個別指導・相談2.7%、禁煙支援医療機関紹介2.7%、禁煙補助薬の経費助成2.4%、禁煙教室・セミナー等の開催0.5%だった。

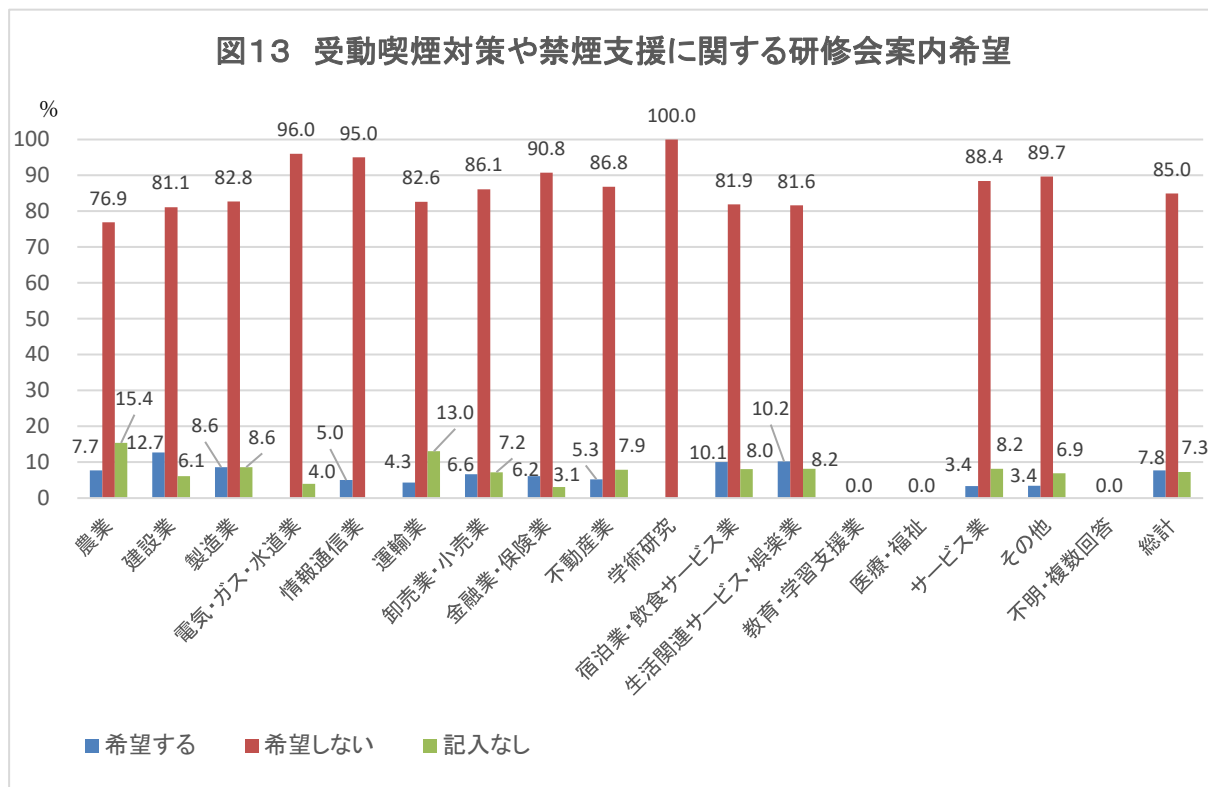
「その他」の取組内容の自由記載としては、健康診断時の医師からの指導、禁煙者へ手当の支給、禁煙外来の治療費の助成、禁煙外来受診希望者に対する休暇の付与、口頭での指導等があった。また、従業員がいない・喫煙者がいない・禁煙希望者がいないとの記載も多くあった。



1.3 受動喫煙防止対策や禁煙支援に関する研修会の案内希望

回答事業所全体でみると、研修会の案内を希望する事業所は7.8%と1割未満であった。

業種別でみると、案内希望が多いのは、建設業12.7%、次いで生活関連サービス・娯楽業10.2%、宿泊業・飲食サービス10.1%であった。案内希望が少ない業種は、学術研究100%、電気・ガス・水道96.0%、情報通信業95.0%であった。



1.4 受動喫煙防止対策や禁煙支援で効果があった取組や独自の取組（自由記載）

主な意見は下記のとおりであった。

<効果があった取組>

- ・社内健康診断時の医師からの禁煙指導や喫煙室以外の禁煙により、やめる人も多くなっている。
- ・社長自ら禁煙することにより、喫煙者はゼロになった。
- ・建物の外の離れた場所に喫煙所を設けたため、わざわざ行くのを面倒に感じたり、冬は寒いため禁煙する人が増えてきたと思う。
- ・非喫煙者に対して健康手当を毎月支給した。禁煙することにより作業に向かう時間が増え、支給額以上の会社へのリターンがあったと思う。
- ・敷地内完全禁煙と就業時間内禁煙を同時に実施。受動喫煙、サードハンドスモーク対策だけでなく、喫煙者は長時間喫煙しない環境に慣れ、禁煙にチャレンジしやすい環境づくりができた。
- ・「敷地内禁煙」および「就業時間内禁煙」を実施したことにより、喫煙者の減少がみられた。
- ・ヘビースモーカーの乗客に対し、会社には灰皿がない旨を伝えると、たばこが吸えない事務所だと認識してもらえるのか、次回からは「灰皿は？」と聞かれなくなる。
- ・来客のために置いていた灰皿を撤去したところ、自然と喫煙する人もいなくなった。

<独自の取組等>

- ・禁煙外来受診希望者に対し、休暇の付与等を行っている。
- ・アプリを活用した禁煙プログラムへの参加（健康保険組合で費用負担）。

1 5 受動喫煙防止対策等に関する意見等（自由記載）

主な意見は下記のとおりであった。

- ・学校の保護者席や祭りの観覧場で男女問わず喫煙をする人がいる。主催者や教育現場への告知をしっかりと行ってほしい。
- ・コンビニに行くとき入り口付近で受動喫煙になるので対策してほしい。
- ・事務所だけでなく、家庭でも子供が受動喫煙にならないように、もっとTVなどで周知してほしい（子供でもわかるように）。
- ・健康診断を受けた時、喫煙の有無の記入があるが、有りの人には注意喚起を大げさにしてほしい。
- ・路上喫煙をぜひとも禁止してほしい。
- ・禁煙に関心がある従業員が多いので研修会などあれば出席したい。
- ・個別の支援も大切だが、職場全体で取り組むことで受動喫煙防止に効果的だと思う。

III 結果のまとめ

- ・改正健康増進法により事業所の建物内が原則禁煙になったことについて、85.5%の事業所が認識していた。認識率が低かったのは、農業、学術研究だった。
- ・建物内に喫煙室を設置する場合の技術的基準や標識の掲示を認識している事業所は約6割だった。認識率が低かったのは、農業、学術研究、教育・学習支援業、卸売業・小売業であった。
- ・改正健康増進法による建物内禁煙を認識している85.5%の事業所のうち、約3割は喫煙室の設置基準や標識の掲示について認識しておらず、改正法の概要については知っていても、詳細については認識が不足している可能性が示唆された。
- ・現在受動喫煙防止対策を実施している事業所は87.2%であった。対策なしと回答した事業所は9.4%であり、約1割は対策がとられていなかった。対策なしと回答した割合が高かったのは、農業、宿泊業・飲食サービス、運輸業、建設業、不動産業であった。
- ・従業員規模が小さいほど、「現在の対策なし」と回答した事業所が多く、従業員1～4人の事業所では14.0%で対策がとられていなかった。
- ・喫煙者率5割以上の事業所では、約2割が対策を実施していなかった。
- ・現在の受動喫煙防止対策として「喫煙室を設置している」と回答事業所のうち、約3割は喫煙室の技術的基準や標識の掲示を認識しておらず、改正法に則した喫煙室の設置がされていない可能性が示唆された。特に運輸業では、75.0%が認識していなかった。
- ・現在「対策をとっていない」事業所のうち、今後の対策を「検討中・予定なし」と回答した事業所が66.4%と多くを占めた。
- ・今後対策に取り組む上で必要なことは、喫煙室の費用助成、改正法の顧客・利用者への周知が多く、従業員の禁煙支援や受動喫煙の害に関する従業員への健康教育が必要との意見もあった。
- ・建物内を禁煙として良かった点として、従業員・顧客双方から好評との意見がそれぞれ約2割であった。
- ・従業員に対する喫煙及び禁煙に関する知識の普及については、「何も行っていない」が約7割であり、禁煙を希望する従業員への支援についても、「何も行っていない」が約75%であった。なお、従業員がいない・喫煙者がいない・禁煙希望者がいないとの記載も多かったため、そもそも取組を必要としない事業所もそれなりにあったと考えられる。
- ・受動喫煙防止対策や禁煙支援に関する研修会の案内希望については、希望する事業所は1割未満だった。案内希望が多いのは、建設業、生活関連サービス・娯楽業、宿泊業・飲食サービスであった。
- ・受動喫煙防止対策や禁煙支援で効果があった取組としては、事業所でルールを決めて取り組むことで効果がみられていた。また、来客に対しても事業所の姿勢を示すことで理解が得られていた。
- ・受動喫煙防止対策等に関する意見では、事業所内だけではなく、公共の場における受動喫煙防止対策の必要性に関する意見が聞かれていた。

IV 考察

- ・改正健康増進法の概要についての認識率は高かったが、喫煙室の設置基準など詳細については認識が低く、周知が必要である。
- ・喫煙室を設置している事業所においても、設置基準の認識が不足しているため、周知が必要である。
- ・約1割が受動喫煙防止対策を実施しておらず、そのうち約7割は今後の対策が決まっていない状況であり、対策をとっていない事業所への働きかけが必要である。
- ・従業員規模が小さい事業所や喫煙者率が高い事業所は対策が遅れている傾向にあり、法改正の周知や対策の実施の働きかけが必要である。
- ・現在の受動喫煙防止対策実施率が低い、農業、宿泊・飲食サービス、運輸業、建設業、不動産業には、関係機関と連携して働きかけを行う必要がある。
- ・今後対策を働きかけるに当たっては、労働局の受動喫煙防止対策助成金の活用等についての情報提供、住民への改正法の周知、従業員への健康教育の支援等を実施する必要がある。また、建物内を禁煙として良かった点や効果があった取組事例についても情報提供が必要である。
- ・従業員に対する健康教育や禁煙支援を実施する事業所は少なかったが、研修会への参加を希望する意見もあったことから、研修会の開催等での周知も必要である。

V 今後の取組

- ・商工会議所と連携した、対策が不足している業種に対する働きかけ
- ・事業所の管理者や衛生管理者等を対象とした、職場における禁煙支援等についての研修会の開催
- ・商工会議所、市町村と連携した禁煙支援等の健康教育の実施

令和3年度中南地域における事業所の受動喫煙防止対策実施状況調査実施要領

- 1 目的
管内の事業所における受動喫煙防止対策等の実施状況を把握し、受動喫煙防止対策の推進に資することを目的とする。
- 2 実施主体
中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）
- 3 調査期間（事業所における回答の期間）
令和3年9月1日～10月8日
- 4 対象機関
弘前商工会議所に加入している全ての事業所（2,569ヵ所、弘前保健所管外に所在地がある事業所を除く。）
- 5 調査方法
郵送による配付及び回収
- 6 調査内容
(1) 回答事業所の属性
(2) 受動喫煙防止対策の実施状況
(3) 禁煙支援の実施状況 等
- 7 調査スケジュール
令和3年9月上旬 各事業所あて調査票を発送
（令和3年9月1日～10月8日 調査期間）
令和3年10月～11月 調査票集計・分析
- 8 その他
この要領に定めるもののほか、調査の実施等に必要な事項は別に定める。

令和3年度中南地域における 事業所の受動喫煙防止対策実施状況調査

この調査は、当地域の受動喫煙防止対策の推進のため、当地域に所在する事業所における受動喫煙防止対策の実施状況について調査するものです。

【記入上の注意事項】

- ・ 施設管理部門の責任者の方のご意見を確認の上、御回答をお願いします。
- ・ 回答時点の実態、現状について御回答をお願いします。
- ・ 各設問の当てはまる記号に○をつけてください。
- ・ 複数の事業所、店舗等をお持ちの場合は、貴事業所の業種で代表的な施設について御回答ください。
(例：飲食店→代表的な店舗、宿泊業→代表的な宿泊施設、製造業→代表的な工場 等)
- ・ 各設問中、具体的に御記載いただく回答については、基本的に、事業所が特定される情報を伏せた上で記載内容を公表させていただきます。

御記入いただいた調査票は、

同封の封筒に入れて、10月8日(金)までに御投函ください。

調査で得た情報については、本調査の集計及び分析以外に使用することはありません。

【お問い合わせ先】

中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）健康増進課 瀬川
電 話 0172-33-8521（受付時間：平日8:30～17:15）
FAX 0172-33-8524

- 問7 現在の受動喫煙防止対策についてお知らせください。(一つに○)
- ア 建物内・屋外ともに敷地内完全禁煙
 - イ 建物内のみを完全禁煙
 - ウ 建物内に喫煙室を設置している
 - エ 「既存特定飲食提供施設※」として保健所に届出し、
建物内を喫煙可としている(飲食店のみの対策)
 - オ 分煙の対策を行っていない(建物内を喫煙可としている) ⇒問8へ
- } 問10へ
- } 問11へ

※「既存特定飲食提供施設」とは、令和2(2020年)4月1日時点で営業している小規模な飲食店のことで、保健所に届出をすることで、経過措置として店内を喫煙可にできます。

- 問8 分煙の対策を行っていないと回答した事業所の方にお聞きします。
今後行う予定の対策についてお知らせください。(一つに○)
- ア 建物内・屋外ともに敷地内完全禁煙にする
 - イ 建物内のみを完全禁煙にする
 - ウ 建物内に喫煙室を設置する
 - エ 「既存特定飲食提供施設」として保健所に届出をし、
建物内を喫煙可とする(飲食店のみの対策)
 - オ 対策を検討中
 - カ 対策を行う予定はない
- } 問11へ
- } 問9へ

- 問9 受動喫煙防止対策を検討中又は行う予定がないと回答した事業所の方にお聞きします。今後対策に取り組む上で必要なことは何ですか。
(複数回答可)
- ア 喫煙室を設置する費用の助成
 - イ 喫煙室の設置基準についての学習機会
 - ウ 受動喫煙の害に関する従業員への健康教育
 - エ 喫煙する従業員に対する禁煙支援
 - オ 健康増進法改正により受動喫煙防止対策の実施が義務付けられたことに関する住民(顧客・利用者)への周知
 - カ その他()
- ⇒問11へお進みください

- 問10 敷地内禁煙・建物内禁煙と回答した事業所の方にお聞きします。
建物内を禁煙としたことで、良かった点をお知らせください。
(複数回答可)
- ア 業績が上がった
 - イ 顧客(利用者)から好評である
 - ウ 従業員から好評である
 - エ 禁煙にチャレンジする従業員が増えた
 - オ 従業員の健康意識が向上した
 - カ その他()
 - キ 良かった点はない
- ⇒問11へお進みください。

【以下はすべての事業所の方がご回答ください】

Ⅲ 貴事業所の禁煙支援等についてお知らせください。

問 11 従業員に対し喫煙及び禁煙に関しての知識の普及を行っていますか？

(複数回答可)

- ア 研修会・講習会・講演会
- イ 社内誌等への掲載
- ウ パンフレット・リーフレットの配付
- エ その他 ()
- オ 何も行っていない

問 12 禁煙を希望する従業員に対して支援を行っていますか。(複数回答可)

- ア 禁煙補助薬(チャンピックス、ニコチンガム、ニコチンパッチ)に係る経費の助成
- イ 禁煙支援医療機関の紹介
- ウ 禁煙教室・セミナー等の開催
- エ 禁煙のための個別指導・相談(面接)
- オ 情報提供(パンフレット等)
- カ その他 ()
- キ 何も行っていない

問 13 受動喫煙防止対策や禁煙支援で効果があった取組や独自の取組があれば具体的にお知らせください。

※積極的に取り組んでいる事業所には、詳しくお伺いするために保健所から御連絡を差し上げる場合があります。

()

問 14 保健所が実施する受動喫煙防止対策や禁煙支援に関する研修会の案内を希望しますか？(当てはまる方に○)

- ア 希望する
- イ 希望しない

問 15 受動喫煙防止対策等に関する御意見等があればお書きください。

()

事業所名	
担当者所属・氏名	
連絡先	

御協力ありがとうございました。

～健康増進法の改正については、同封したリーフレットを御覧ください～